

『人間健康研究科論集』の発行に関する規程

2017年4月26日研究科委員会制定
2017年11月8日研究科委員会改正
2018年4月25日研究科委員会改正
2019年2月27日研究科委員会改正

1 編集規程

- (1) 人間健康研究科論集（英文名：Journal of the Graduate School of Health and Well-being, 以下、本誌）は、関西大学大学院人間健康研究科（以下、本研究科）に所属する院生が、院生で組織する関西大学大学院人間健康研究科院生協議会（以下、院生協議会）及び本研究科のもとに、その研究成果を発表することを主たる目的とした学術誌である。
- (2) 本誌の目的は、本研究科における研究活動を促進することにあり、あわせて学術研究の発展に寄与するものとする。
- (3) 本誌は、原則として年1回発行する。
- (4) 本誌の掲載原稿は原則として人間健康研究科の院生がファーストオーサーとして投稿したものに限るが、本研究科の教員や外部の研究者に執筆依頼した原稿を掲載することもある。
- (5) 本誌は、論文、研究ノート、書評、その他から構成される。
- (6) 「論文」は、総説と原著論文とからなり、学術論文としての内容と体裁を整えたもので、学術研究の発展に貢献するような体系的なまとまりを持つ必要がある。その文字数は、日本語で2万字程度（図表を含めて40字×30行×17枚程度）、英語で6,000語程度（図表を含む場合は、その掲載スペースを考慮して、語数を減らすこと）を目安とする。
- (7) 「研究ノート」は、社会調査などの結果を主とした報告や、スポーツ・福祉・ユーモアに関する実践の現場、及び体育・スポーツを指導する現場からの情報をもとにした研究報告、あるいは研究上の問題提起を行うもの等を指す。その文字数は、日本語で1万6千字程度（図表を含めて40字×30行×14枚程度）、英語で5,000語程度（図表を含む場合は、その掲載スペースを考慮して、語数を減らすこと）を目安とする。
- (8) 「書評」は、本研究科の研究に関連する単行本について、概要を明示するとともに、その内容に沿った問題提起を含むものとする。その文字数は、日本語で1万2千字程度（図表を含めて40字×30行×10枚程度）、英語で4,000語程度（図表を含む場合は、その掲載スペースを考慮して、語数を減らすこと）を目安とする。
- (9) 本誌に論文、研究ノート、書評等を投稿する際、投稿期限等は「人間健康研究科論集投稿の手引き」にしたがい、本研究科の論文執筆要項を遵守して行うことを求める。

- (10) 投稿原稿の「掲載の可否」は、次項の規程によって構成される編集委員会が決定する。
- (11) 本誌に掲載された論文、研究ノートは、掲載後、関西大学の学術リポジトリにおいても公開するものとする。

2 投稿原稿の作成に関する規程

- (1) 投稿原稿はA4サイズとする。ワード、エクセル、パワーポイント等を使用し、和文原稿ではMS明朝とCenturyを、英文原稿ではArialを主なフォントとして文章作成することを推奨する。原稿の構成は以下の通りとし、メール添付で投稿する。メールには「人間健康研究科論集への投稿」とタイトルをつけ、本項に示すアドレスへ送信すること (ronshu@ml.kandai.jp)。
- (2) 表紙には、以下の各項目を記載するものとする。
 - ア 原稿種別（論文、研究ノート、書評）
 - イ 原稿タイトル（サブタイトル）※邦文・英文
 - ウ 投稿者氏名・所属課程（博士課程前期課程／後期課程）※邦文・英文
 - エ 共著者氏名・所属（投稿者を含めて全員の掲載順も示す）※邦文・英文
- (3) 表紙の次の用紙に、抄録とキーワードを記載する。
 - 抄録（邦文800字以内、英文250語以内）
 - キーワード（3～5個）※邦文・英文
- (4) 抄録とキーワードの次に、ページを改めて本文を記載する。
 - ア A4用紙に「40字×30行」で記載。
 - イ 全体の文字数は、原稿種別に合わせて、「編集規程」の制限に従う。
 - ウ 「注」「文献」も同様の組み方とし、本文の文字数制限に含めるものとする。
- (5) 図表は本文中に貼りつけず、ファイルを別にして提出すること。本文中では、その図表の掲載箇所を、<図1を掲載>というような形で明示する。なお、図表の挿入に必要とする「文字数」を確認し、本文規定文字数よりその図表使用分文字数を減らして原稿を作成すること。
- (6) 図表を引用する場合は、スキャナー等で画像データに変換し、(5)の規定に合わせて提出すること。また、本研究科の論文執筆要項に従って、本文中の該当箇所に引用元を明記すること。
- (7) 公平な審査を期するため、謝辞等は掲載可の判断が通知され、著者校正を行う時点で書き加えることとする。
- (8) 掲載論文等の別刷りを希望する寄稿者は、著者校正のときに、その必要部数を編集委員会に連絡すること。規定の部数を超える分の費用については自己負担とする。

3 投稿に関する倫理規程

- (1) 本誌に論文、研究ノート、書評を投稿する者は、「関西大学における人を対象とする研究に関する倫理規程」等を熟知し、その研究の全過程において倫理的な配慮を行うことが求められる。
- (2) 投稿内容に、実験、調査、フィールドワーク等を含む場合には、事前に「関西大学における人を対象とする研究倫理審査に関するチェックシート」等を参照して、倫理審査を受ける必要があるかどうかを検討しなければならない。
- (3) (2) の結果、研究倫理審査を受ける必要があると判断された場合は、人間健康学部の研究倫理委員会または同等の機関に申請を行い、そこで当該の研究計画について承認を得てから研究を行うことを原則とする。
- (4) 研究倫理審査を受けた場合、投稿時にその旨を証明する書類を（人間健康学部の研究倫理委員会から承認を得た場合は、そこから得た審査番号を）添付すること。

4 著作権

- (1) 本誌、および関西大学の学術リポジトリに掲載された著作物の著作権（「複製権」「公衆送信権」「翻訳権」「二次的著作物の利用権」等すべてのものを含む）は本研究科に帰属するものとする。
- (2) 本誌に掲載された個々の著作物について、著作権侵害等の紛争が生じた場合は、当該著作物の著作権者である本研究科の責任において処理する。
- (3) 本誌に掲載された自らの著作物を書籍刊行等に利用する場合には、本研究科の承認を得ること、また初出情報をその刊行物内で明記することが必要となる。